

△該当部分抜粋▽

○防衛省令第十号

自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令

(標準的な官職を定める省令の一部改正)

第三条 標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄中「事務次官」の下に「、防衛審議官」を加え、同項第三欄中「事務次官」の下に「及び防衛審議官」を加える。

附 則

この省令は、平成二十六年七月二十五日から施行する。